

資料編

1. 四街道市新総合計画策定方針

1. 新総合計画策定の趣旨

四街道市は、少子化・高齢化により将来的に見込まれる人口の減少や人口構成の不均衡への対応並びに東日本大震災により必要性の高まる災害対応や防災対策の再構築を図る必要が生じたことから、それらをはじめとした社会状況の変化に的確に対応するため、新たな総合計画〔(仮称)四街道市新総合計画〕(以下「新総合計画」という。)の策定を行うものとする。

2. 基本構想の位置付け

新総合計画を構成することとなる基本構想については、平成23年の地方自治法の改正により、策定を義務付ける規定が廃止され、法的位置付けを喪失したところであるが、基本構想が市政の長期的ビジョンを示すものであり、計画的な市政の推進に重要な指針となるものであること、また、市政運営の一体性の観点から、政策体系上、市政の各政策分野に渡る諸計画の最上位の方針として位置付けられるものであることから、引き続き明確な位置付けを付与し、継続的な市政運営に資する必要がある。このため、基本構想の位置付け、策定等を規定する条例の制定を目指すものとする。

3. 策定の視点

新総合計画は、次に掲げる視点に基づき策定するものとする。

(1) 社会状況・市民ニーズの十分な把握・分析

社会・経済・財政状況等、当市を取り巻く様々な環境や状況の変化及び市民意識調査に基づく市民ニーズを的確に把握・分析し、課題を認識した上で、課題に的確に対応する計画を策定する。

特に、市の持続可能なまちづくりに大きな影響を及ぼす少子化・高齢化による人口の減少や人口構成の不均衡への対応、また、東日本大震災により市民ニーズや広域的観点から必要性の高まる災害対応や防災対策については、大きな課題として捉え、十分な検討を行い、計画の中で明確な方向性を示すものとする。

(2) 充実した市民参加

総合計画の策定については、四街道市市民参加条例第6条第1項第1号に規定する行政活動に該当し、市民参加手続の対象となるものであることから、条例を遵守し、市民参加手続を実施するものとなる。

なお、総合計画は、市政の長期的ビジョンとそれに基づく施策を定める重要な計画であることから、策定過程における透明性の確保や市民の意見・意向の把握、市民の市政への参加促進を図る意味からも充実した市民参加を実施するものとする。

(3) 実効性のある計画

行財政マネジメントの基礎となる総合計画と予算、行政評価が有機的に連携する行財政管理システムを構築することにより、実効性の高い計画とする。

4. 新総合計画の構成

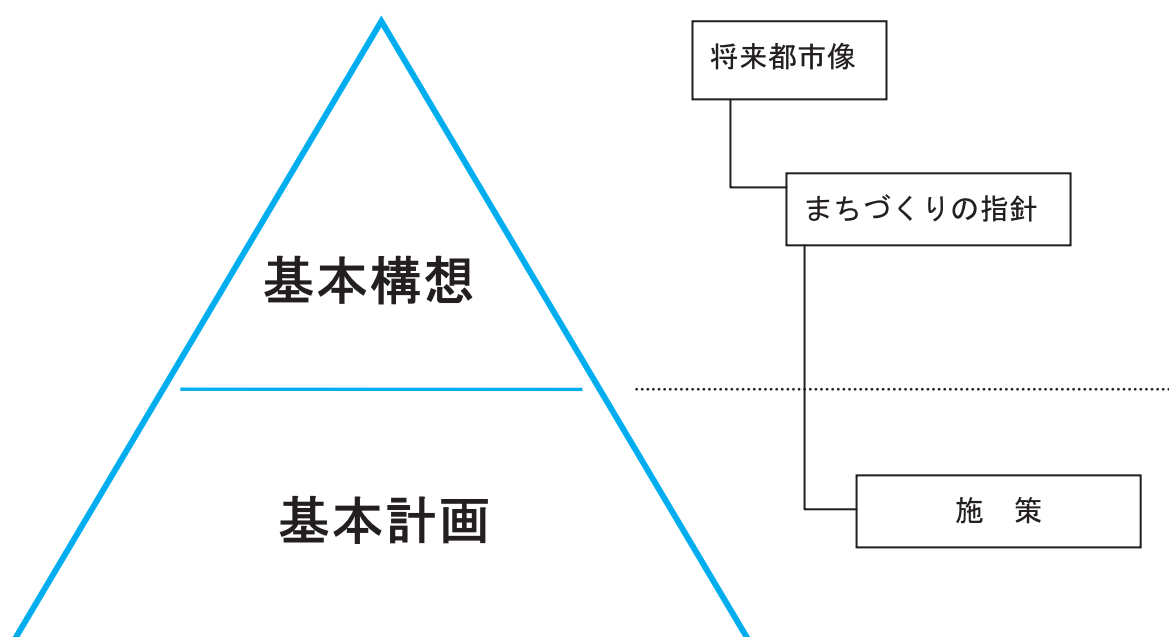
新総合計画は、市の最上位の計画として位置付け、次のとおり基本構想と基本計画から構成するものとする。

○基本構想

市政の長期的ビジョンを示すものであり、将来都市像など、目指すべきまちづくりの方向性を示すものである。

○基本計画

基本構想に基づき、その実現に向け方向性を明らかにするとともに、各部門の施策を体系的に定めるものである。



- ※ 新総合計画の計画的かつ効果的な推進を図るため、基本計画で示した施策の目標を達成するための具体的な事業計画を明示する実施計画を作成する。
実施計画は、3年計画とし、事業の進捗状況や財政状況を踏まえながら、基本計画の期間内において毎年度見直しを行うものとする。

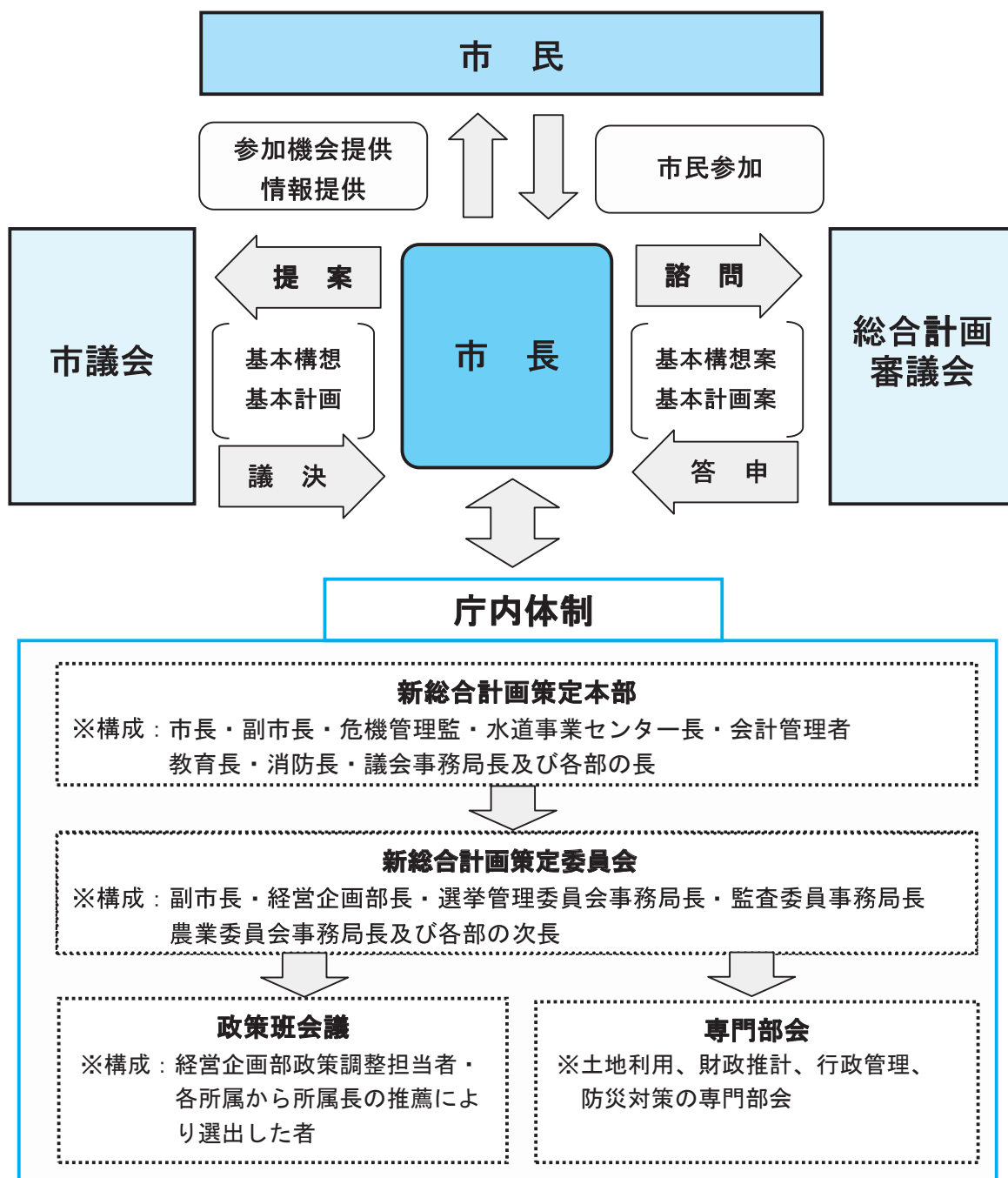
5. 目標年次及び計画期間

基本構想の期間は、平成26年度から35年度の10年間とする。また、基本計画は、基本構想期間を「前期」と「後期」の2期に分け、「前期」については、平成26年度から30年度の5年間とする。

年 度	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
基本構想 (10年)	基本構想 目標年度：平成35（2023）年度									
基本計画 (前期5年) (後期5年)	前期基本計画 平成26（2014）年度～平成30（2018）年度					後期基本計画 平成31（2019）年度～平成35（2023）年度				

6. 策定体制

新総合計画の策定に当たっては、総合計画審議会をはじめとした多様かつ充実した市民参加を推進するとともに、市議会への情報提供や協議を行い、意見の把握に努めながら、市民意見を十分に反映した計画の策定を目指す。また、全庁が一体となって策定に関与することにより、計画の実現性と精度を高めるため、庁内推進体制を整備する。策定体制は次のとおりとする。



2. 四街道市新総合計画策定本部要綱

(設置)

第1条 四街道市の新たな総合計画(以下「新総合計画」という。)の策定に関し、総合的な調整を図りながら、庁内組織の意見を反映するとともに、全庁が一体となって策定に関与することにより、計画の実現性と精度を高めるため、四街道市新総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新総合計画の策定方針に関する調査、審議及び策定方針の作成。
- (2) 新総合計画に関する調査、審議及び新総合計画案の作成。
- (3) 前号に掲げるもののほか、新総合計画の策定に関する調査及び審議。

(策定本部の組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。
- 3 本部長は、策定本部の事務を総理し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に定める者をもって充てる。

(策定本部の会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(策定委員会)

第5条 策定本部に策定委員会を置く。

- 2 策定委員会は、本部長の指示を受け、総合計画の策定に関する調査及び審議を行い、新総合計画案の作成、その他必要事項の検討を行った上、本部長に新総合計画案の提案、その他必要な報告を行うものとする。
- 3 策定委員会は、前項の新総合計画案の作成、その他必要事項の検討を行うに当たり、第7条に定める政策班会議又は第9条に定める専門部会に当該事項に係る調査及び作成を行う旨を指示し、新総合計画案の提案、その他必要な報告を求めるものとする。

(策定委員会の組織等)

第6条 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長とし、副会長は経営企画部長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表第2に定める者をもって充てる。
- 6 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

7 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(政策班会議)

第7条 策定委員会に政策班会議を置く。

2 政策班会議は、策定委員会の指示を受け、総合計画の策定に関する調査及び審議を行い、新総合計画案の作成、その他必要事項の検討を行った上、策定委員会に新総合計画案の提案、その他必要な報告を行うものとする。

(政策班会議の組織等)

第8条 政策班会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、経営企画部政策調整担当者とする。

3 会長は、会務を総理し、政策班会議を代表する。

4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

5 委員は、別表第3に定める各所属から、所属長の推薦により選出された者各1名をもって充てる。

6 政策班会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会)

第9条 本部長は、新総合計画の策定に関する調査に当たり、特定の事項について専門的な調査が必要と認めるときは、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、策定委員会の指示を受け、総合計画の策定に関する特定の事項の調査及び審議を行い、策定委員会に報告するものとする。

(専門部会の組織等)

第10条 専門部会の組織及び運営に関する事項は、本部長が別に定める。

(資料の提出要求等)

第11条 本部長、策定委員会及び政策班会議の会長並びに専門部会を代表する者は、各組織が所掌する事務の執行に当たり、必要があると認めるときは、関係各部局に資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第12条 策定本部の庶務は、経営企画部政策推進課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第5項)

危機管理監・経営企画部長・総務部長・福祉サービス部長・健康子ども部長・環境経済部長
都市部長・水道事業センター長・会計管理者・教育長・教育部長・消防長・議会事務局長

別表第2(第6条第5項)

経営企画部次長・総務部次長・福祉サービス部次長・健康子ども部次長・環境経済部次長
都市部次長・教育部次長・消防本部次長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長
農業委員会事務局長

別表第3(第8条第5項)

危機管理監	危機管理室
経営企画部	政策推進課・秘書広報課・財政課・管財課・契約課・情報推進課
総務部	総務課・自治振興課・行革推進課・人事課・課税課・収税課 窓口サービス課
福祉サービス部	福祉政策課・生活支援課・高齢者支援課・障害者支援課
健康子ども部	こども保育課・家庭支援課・健康増進課・国保年金課
環境経済部	環境政策課・廃棄物対策課・産業振興課・クリーンセンター
都市部	都市計画課・道路管理課・道路建設課・建築課・都市整備課 下水道課
水道事業センター	業務課・工務課
—	会計課
消防本部・消防署	総務課・予防課・警防課・消防署
教育部	教育総務課・学務課・指導課・社会教育課・スポーツ振興課 四街道公民館・図書館・青少年育成センター
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
監査委員事務局	監査委員事務局
農業委員会事務局	農業委員会事務局
議会事務局	議会事務局

3. 四街道市基本構想条例（平成24年9月28日条例第30号）

（目 的）

第1条 この条例は、市のまちづくりの方向性を示す基本的な構想（以下「基本構想」という。）の位置付け、策定等について定めることにより、総合的かつ計画的な市政の推進を図るとともに、継続的な行政運営の確保に資することを目的とする。

（基本構想の位置付け）

第2条 基本構想は、市政の最上位の方針とする。

（基本構想の策定）

第3条 市は、基本構想を策定するものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、四街道市総合計画審議会条例（昭和55年条例第38号）第1条に規定する四街道市総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

（公 表）

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（基本構想との整合）

第7条 市の個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、基本構想との整合を図るものとする。

（委 任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 四街道市総合計画審議会条例（昭和55年12月23日条例第38号）

（設置）

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、住民福祉の向上と、市勢の健全な発展を図ることを目的として策定する本市の総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

（委員）

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市農業委員会委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民代表

（臨時委員）

第4条 特別な事項を審議するため、審議会に臨時委員3人以内を置くことができる。

2 臨時委員は、審議事項を明示して市長が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、その審議事項が審議されるときに限り会議に出席する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その審議事項の審議が終了したときに解任されるものとする。

（会長）

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（その審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 四街道町開発審議会条例（昭和47年条例第13号）は、廃止する。

附 則（昭和56年条例第8号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第34号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成2年条例第16号）
この条例は、平成2年4月1日から施行する。
附 則（平成12年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行により新たに委嘱される委員の任期は、この条例施行の際現に委員となっている者の残任期間と同様とする。

四街道市総合計画審議会委員名簿(平成22年度～平成23年度)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等(当時)
会 長	高 橋 洋 二	日本大学総合科学研究所教授
会 長 代 理	岡 本 眞 一	東京情報大学教授
第1号委員	鈴 木 奈穂美	専修大学准教授
第1号委員	島 内 憲 夫	順天堂大学教授
第2号委員	花 井 育 代	市教育委員会委員長
第3号委員	岡 田 桂 一	市農業委員会委員
第4号委員	松 本 秀 夫	県印旛地域振興事務所長
第4号委員	高 浦 操	県印旛土木事務所長
第5号委員	大 倉 秀 樹	市民代表(公募)
第5号委員	小 森 節 子	市民代表(公募)
第5号委員	千 村 晃 三	市民代表(公募)
第5号委員	西 岡 とし子	市民代表(公募)

(任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日)

四街道市総合計画審議会委員名簿(平成24年度～平成25年度)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等(当時)
会 長	高 橋 洋 二	日本大学総合科学研究所教授
会 長 代 理	岡 本 眞 一	東京情報大学教授
第1号委員	園 川 緑	帝京平成大学講師
第1号委員	藤 本 一 雄	千葉科学大学准教授
第1号委員	米 村 美 奈	淑徳大学准教授
第2号委員	花 井 育 代	市教育委員会委員長
第3号委員	岡 田 桂 一	市農業委員会委員
第4号委員	玉 井 日出夫	県印旛地域振興事務所長
第4号委員	櫻 井 謙 治	県印旛土木事務所長*
第5号委員	浅 野 彰	市民代表(公募)
第5号委員	金 子 篤 正	市民代表(公募)
第5号委員	田 中 俊 成	市民代表(公募)
第5号委員	飛 田 周 彬	市民代表(公募)
第5号委員	松 隈 天 三	市民代表(公募)

(任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

*任期 平成24年4月1日～平成25年3月31日までは吉田正彦

5. 四街道市総合計画諮問・答申

諮 問

政 第 152 号
平成 25 年 11 月 8 日

四街道市総合計画審議会
会長 高橋 洋二 様

四街道市長 佐 渡 齊

四街道市総合計画について（諮問）

四街道市総合計画審議会条例（昭和 55 年四街道市条例第 38 号）第 2 条及び四街道市基本構想条例（平成 24 年四街道市条例第 30 号）第 4 条の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 四街道市総合計画（基本構想）について
2. 四街道市総合計画（前期基本計画）について

答 申

総 計 審 第 4 号
平成 25 年 11 月 20 日

四街道市長 佐 渡 齊 様

四街道市総合計画審議会
会 長 高 橋 洋 二

四街道市総合計画について（答申）

平成 25 年 11 月 8 日付け政第 152 号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

四街道市総合計画について（答申）

四街道市では、少子化・高齢化により将来的に見込まれる人口の減少や人口構成の不均衡への対応並びに東日本大震災により必要性の高まる災害対応や防災対策の再構築を図る必要が生じたことから新たな総合計画(基本構想・基本計画)の策定を進めてきたところです。

このような中、本審議会がまちづくりの基本理念や将来都市像を示す「四街道市基本構想(案)」及び基本構想期間10年間のうちの前期5年間の計画であり、子育て世代を中心とした若い世代の転入促進・定住促進の観点から設定された四街道未来創造プロジェクト、そして分野別計画などで構成される「前期基本計画(案)」について、市長より諮問を受け、審議を託されたことは極めて重要な意義を有するものであり、その責務を深く認識するところです。

本審議会は、こうした認識の下、諮問を受けた四街道市総合計画案について市の現状や課題を把握した上で、市勢進展の観点を十分に踏まえながら、総合的な視点に立って慎重に審議した結果、その内容についてはおおむね適切であると考えます。

また、計画策定過程においては、市民意識調査、まちづくり市民会議(ワークショップ)、タウンミーティングなどにより、市民に対し丁寧に説明を行い、そして広く市民に意見を求めた上で真摯に本計画案にいかす取組をされたことに対し、本審議会としても高く評価をするものです。

今後は「みんなが主役のまちづくり」の基本理念の下、市民、地域、事業所など様々な主体が自助・共助・公助の役割を認識し、共に連携・協働しながらまちづくりに関わっていく本計画の着実な推進を期待するものです。

なお、下記の意見・要望を付すものとしますので、当該意見等を尊重し、案の修正に当たり十分検討・精査されるとともに、その実現に努められるよう要望します。

記

1 四街道市総合計画（基本構想）について

- (1) 市民と行政が協働でまちづくりを進める上で、それぞれの主体がその役割を強く意識して連携・協力できるよう、まちづくりの基本理念に掲げる「みんなが主役のまちづくり」の周知を積極的に図られたい。
- (2) 将来的な人口減少が予測される中、10年後の見込み人口9万3千人は現在の人口を上回る数値であり、簡単に達成できるものではない。見込みどおりの若年層の流入が図れない場合は財政面での支障が生じる恐れもあることから、持続可能なまちづくり、持続可能な財政運営を図るためにも、子育て世代を中心とした若い世代の流入による定住人口の増加を着実に進めるといふ強い意志を持って、計画事業の推進に取り組まれたい。

2 四街道市総合計画（前期基本計画）について

- (1) 四街道未来創造プロジェクトは、定住人口の増加を目指し、施策横断的な観点から、特に先導的な役割を担う事業を設定したものであることから、分野別基本計画の各事業との関係や新たな事業が明確に分かるよう、また、相互の記載内容に留意されるよう配慮されたい。
- (2) 基本理念の「みんなが主役のまちづくり」と前期基本計画の取組方針の自助・共助・公助の視点を踏まえ、期待される役割について、設定の充実を図られたい。また、推進に際しては、市民が市の発展に向け、それぞれの役割を果たしていけるよう、意識の醸成に努められたい。
- (3) 都市核北地区の市有地については、その優れた立地特性から、活用推進に向けた市民の関心は高いものがある。本用地については、これまでの経緯や今後の事業計画との関連から、直ちに活用に着手することは困難にしても、将来的な方向性については示されたい。
- (4) 庁舎整備については、防災面だけでなく、都市核の活性化も視野に入れながら計画の中での位置付けを図られたい。
- (5) ごみ処理施設については、市民の日常生活に密接に関わる重要な項目であることから、安定的なごみ処理を実現していくため、関係自治会等へ真摯な対応を図るとともに、引き続き市民への情報の提供に努められたい。
- (6) 都市核と地域核のそれぞれの地域における発展をこれまで以上に進めていくためには、各地域の連携をより高めていくことが重要である。特に新たな核となった成台中地域核の発展を促すため、鉄道駅を有する物井周辺地域核への連絡性を高める道路の整備を着実に推進されたい。

3 その他

- (1) 総合計画の内容は、市民に分かりやすいものとなるよう、また、誤解を招くことのないよう、表現や表記、説明に配慮されたい。



総合計画審議会での審議の様子

6. 四街道市総合計画策定経過

平成23年度

年月日	会議等	主な内容
平成23年 6月22日	政策調整担当者会議	総合計画の見直し、策定スケジュール
7月 6日	庁議	総合計画の見直し、策定スケジュール
9月15日	土地利用基礎調査開始	土地利用の見直しを中心とした基本構想の基礎調査
10月12日	総合計画審議会①	総合計画の見直し、策定スケジュール他
11月12日	ポスターセッション①	新しい四街道市総合計画に向けた市民アンケート 会場：中央公園(産業まつり開催時)
11月18日 ～ 12月 4日	市民意識調査	市民3,000人 (有効回答率57.3%)
12月17日	「四街道市のまちづくりを考えよう」市民会議①	ワークショップ 市の現状分析と課題抽出①
平成24年 1月14日	「四街道市のまちづくりを考えよう」市民会議②	ワークショップ 市の現状分析と課題抽出②
1月28日	「四街道市のまちづくりを考えよう」市民会議③	ワークショップ 課題解決策の検討
2月 5日	街づくりシンポジウム	「子供たちが住みやすい街づくり」、「住んでみたい街づくり」をテーマとしたパネルディスカッション 会場：愛国学園大学
2月15日	策定本部会①	新総合計画策定方針(案)
2月18日	「四街道市のまちづくりを考えよう」市民会議④	ワークショップ 市への提言案作成
2月19日	ポスターセッション②	新しい四街道市総合計画に向けた市民アンケート 会場：和良比小学校(わくわく市民フェスタ開催時)
2月22日	策定委員会①	新総合計画策定方針(案)
2月29日	策定本部会②	新総合計画策定方針(案)
3月 3日	「四街道市のまちづくりを考えよう」市民会議⑤	市民会議報告会 「市への提言書」を市長に提出
3月14日	土地利用専門部会①	土地利用構想(案)①
3月14日	総合計画審議会②	新総合計画策定方針(案)
3月15日 ～ 3月18日	インターネットアンケート	市外のファミリー世帯を対象に、四街道市内への移住に関する調査

年月日	会議等	主な内容
3月19日	新総合計画策定方針の決定	—
3月29日	土地利用専門部会②	土地利用構想(案)②
3月29日	特別委員会①	正・副委員長決定
3月29日	市議会全員協議会①	新総合計画策定方針

※この他、各分野で活動する団体に対しての団体インタビューと、インターネットを利用した「四街道市のまちづくりを考えよう」メールモニターを実施。

平成24年度

年月日	会議等	主な内容
5月18日	総合計画審議会③	基本構想条例(案)
6月1日	特別委員会協議会①	基本構想条例(案)、土地利用基礎調査の結果
6月1日 ～ 7月2日	基本構想条例制定に係る意見提出	パブリックコメント
6月28日	新たな総合計画策定に向けたキックオフミーティング	全庁的推進意識の強化
7月4日	まちづくり市民会議①	ワークショップ 講演「協働のまちづくり」他
7月22日	まちづくり市民会議②	ワークショップ 四街道ウォッチング「市内視察」 市の概況の確認
8月8日	行政管理専門部会①	総合計画・予算・行政評価の連携①
8月9日	土地利用専門部会③	土地利用構想(案)③
8月16日	財政推計専門部会①	財政推計①
8月22日	まちづくり市民会議③	ワークショップ 市の現状分析と課題の再確認
9月26日	まちづくり市民会議④	ワークショップ 課題解決のための具体的な取り組みの検討
9月28日	基本構想条例の制定	—
10月17日	中学生・高校生インタビュー	「市長と語ろう 今の四街道 将来の四街道」をテーマとした市長との意見交換
10月24日	まちづくり市民会議⑤	ワークショップ 各グループの中間発表
11月19日	政策班会議①	序(案)、基本構想骨子(案)、土地利用構想(案)
11月21日	まちづくり市民会議⑥	ワークショップ 市への提言案作成

年月日	会議等	主な内容
12月8日	まちづくり市民会議⑦	市民会議報告会 「市への提言書」を市長に提出
12月17日	特別委員会協議会②	総合計画の策定状況
12月18日	策定委員会②	序(案)、基本構想骨子(案)、土地利用構想(案)
12月18日	行政管理専門部会②	総合計画・予算・行政評価の連携②
平成25年1月8日	策定本部会③	序(案)、基本構想骨子(案)、土地利用構想(案)
1月31日	総合計画審議会④	序(案)、基本構想骨子(案)、土地利用構想(案)
2月1日	特別委員会②	序(案)、基本構想骨子(案)、土地利用構想(案)
2月11日 ～ 2月20日	まちづくりを考えるタウンミーティング 全7回	基本構想骨子(案) 会場：旭公民館、千代田中学校、市役所第二庁舎、わろうべの里、吉岡小学校、四街道西中学校、保健センター
3月1日	総合計画審議会⑤	序(案)、基本構想骨子(案)、土地利用構想(案)

※この他、各分野で活動する団体に対しての団体インタビューと、インターネットを利用した「四街道市のまちづくりを考えよう」メールモニターを実施。

平成25年度

年月日	会議等	主な内容
4月19日	防災対策専門部会	安全安心に関する施策体系及び施策内容(案)
4月30日	政策班会議②	現行基本計画施策の評価、前期基本計画の施策体系(案)
5月2日	財政推計専門部会②	財政推計②
5月14日	行政管理専門部会③	総合計画・予算・行政評価の連携③ 実施計画
5月22日	策定委員会③	基本構想(案)、前期基本計画骨子(案)、現行基本計画施策の評価
5月30日	策定本部会④	基本構想(案)、前期基本計画骨子(案)、現行基本計画施策の評価
6月6日	特別委員会協議会③	総合計画の策定状況、現行基本計画施策の評価
6月20日	特別委員会③	基本構想(案)、前期基本計画骨子(案)
6月28日	総合計画審議会⑥	基本構想(案)、前期基本計画骨子(案) 現行基本計画施策の評価

年月日	会議等	主な内容
6月28日 ～ 7月11日	小学生ランチトーク (給食時間) 全5回	「市の将来像など」をテーマとした市長・教育長との意見交換 会場：四街道小学校、和良比小学校、旭小学校、中央小学校、八木原小学校
6月29日 ～ 7月7日	まちづくりを考える タウンミーティング第2弾 全7回	前期基本計画骨子(案) 会場：千代田公民館、旭公民館、四街道公民館、保健センター、わろうべの里、吉岡小学校、市役所
8月29日	政策班会議③	前期基本計画(リーディングプロジェクト)
10月9日	策定委員会④	前期基本計画(総論、分野別計画)(案)
10月16日	策定本部会⑤	前期基本計画(総論、分野別計画)(案)
11月8日	総合計画審議会⑦	総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)諮問
11月15日	特別委員会④	総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)
11月20日	総合計画審議会⑧	総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)答申
11月25日	市議会全員協議会②	総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)
12月12日	策定本部会⑥	総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)
12月16日 ～ 平成26年1月15日	総合計画(基本構想・前期基本計画)策定に係る意見提出	パブリックコメント
2月5日	庁議	総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)前期基本計画第1次実施計画(案)
2月6日	特別委員会⑤	総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)前期基本計画第1次実施計画(案)
2月27日	特別委員会⑥	総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)前期基本計画第1次実施計画(案)
3月3日	平成26年第1回市議会定例会開会	総合計画(基本構想・前期基本計画)議案上程
3月11日	特別委員会⑦	総合計画(基本構想・前期基本計画)の委員会審査可決
3月28日	平成26年第1回市議会定例会閉会	総合計画(基本構想・前期基本計画)議案可決
3月31日	総合計画(基本構想・前期基本計画)及び前期基本計画第1次実施計画策定	—

※ 特別委員会＝市議会新総合計画調査特別委員会

7. 市民意識調査の概要（一部抜粋）

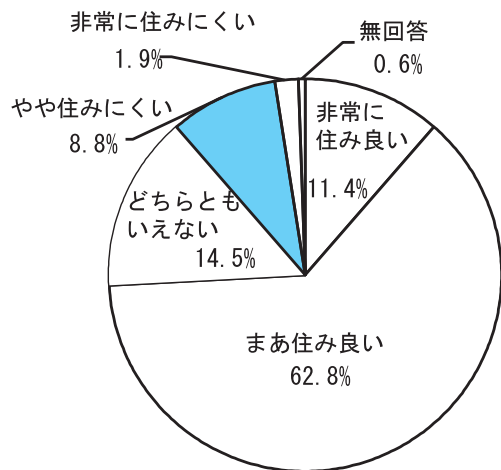
平成26年度を開始年度とする新たな四街道市総合計画策定に向けて、市民の意向を把握することにより、四街道市の現状及び課題を抽出し、行政運営方針や計画立案のための基礎資料とするため、平成23年11月に市民意識調査を行いました。調査の方法は、四街道市内に居住する満18歳以上の男女3,000人を無作為抽出に選び、そのうち1,720人から回答を得ました(回収率57.3%)。結果の概要は、以下のようになっています。

●住み良さに対する意識

7割以上が、四街道市は“住み良い”と感じている

住み良さについてみると、「非常に住み良い」11.4%、「まあ、住み良い」62.8%で、両者を合わせた74.2%が“住み良い”と感じています。一方、「やや住みにくい」は8.8%、「非常に住みにくい」は1.9%となっています。

これを平成18年・平成21年調査の回答結果と比較すると、“住み良い”と回答した人の割合は2.7ポイント増加し、“住みにくい”（「やや住みにくい」+「非常に住みにくい」）も0.9ポイント増加しています。

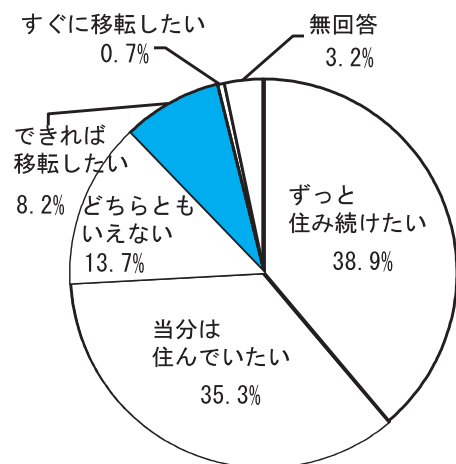


●定住意識

“ずっと住み続けたい”という回答が過去と比べ増加

定住意識については、「ずっと住み続けたい」38.9%、「当分は住んでいたい」35.3%で、両者を合わせた74.2%が“住み続けたい”と回答しています。一方、「できれば移転したい」は8.2%、「すぐに移転したい」は0.7%となっています。

平成21年調査の回答結果と比較すると“住み続けたい”と回答した人の割合は0.8ポイント減少し（ただし「ずっと住み続けたい」は3ポイント増加），“移転したい”（「できれば移転したい」+「すぐに移転したい」）と回答した人の割合は0.4ポイント減少しています。

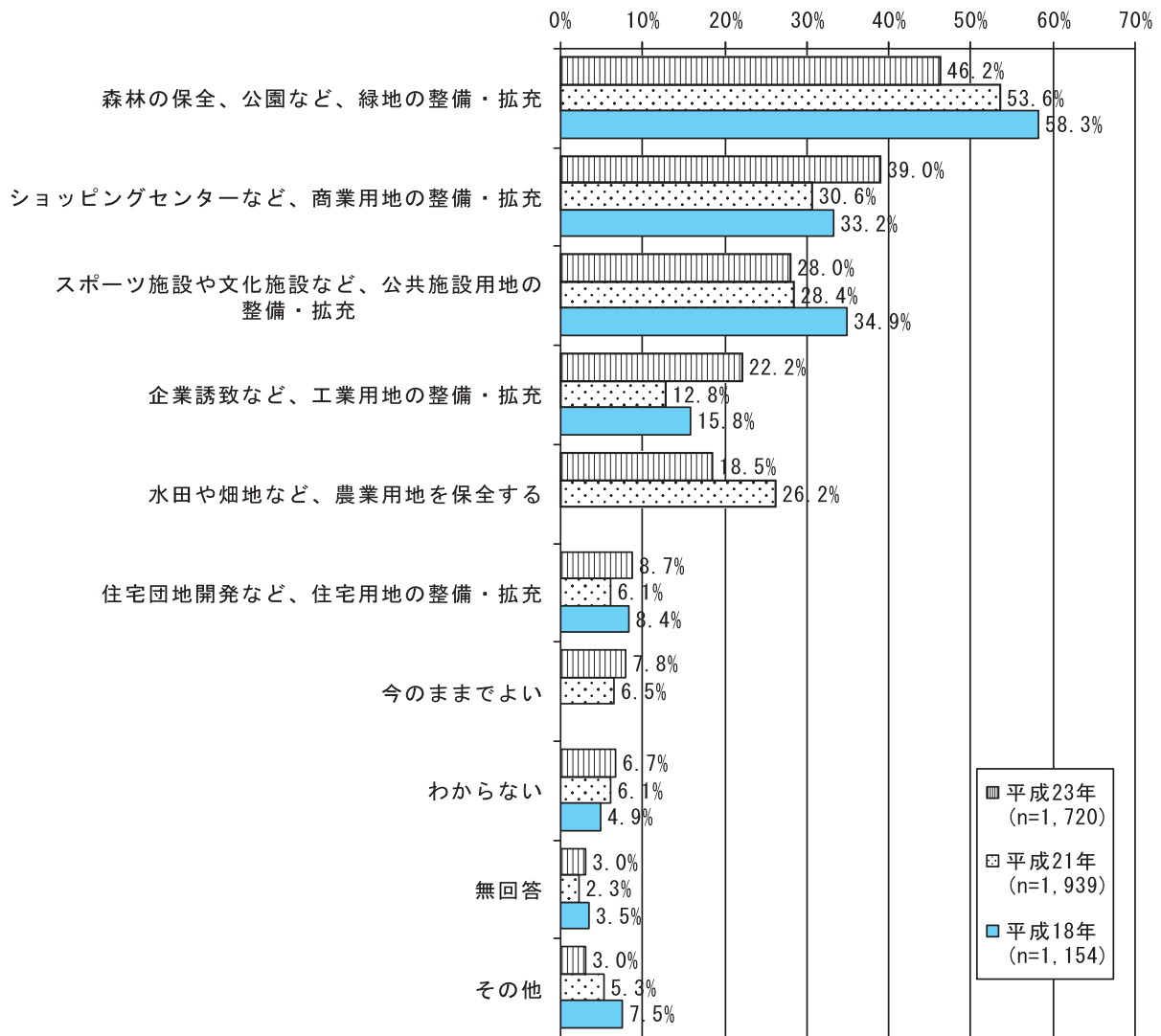


●土地利用のあり方

「森林の保全、公園など、緑地の整備・拡充」が約半数

土地利用のあり方についてみると、「森林の保全、公園など、緑地の整備・拡充」が46.2%で最も高く、次いで「ショッピングセンターなど、商業用地の整備・拡充」39.0%、「スポーツ施設や文化施設など、公共施設用地の整備・拡充」28.0%となっています。

平成21年と比較すると、「森林の保全、公園など、緑地の整備・拡充」「スポーツ施設や文化施設など、公共施設用地の整備・拡充」の割合が減少する一方、「ショッピングセンターなど、商業用地の整備・拡充」が増加しています。

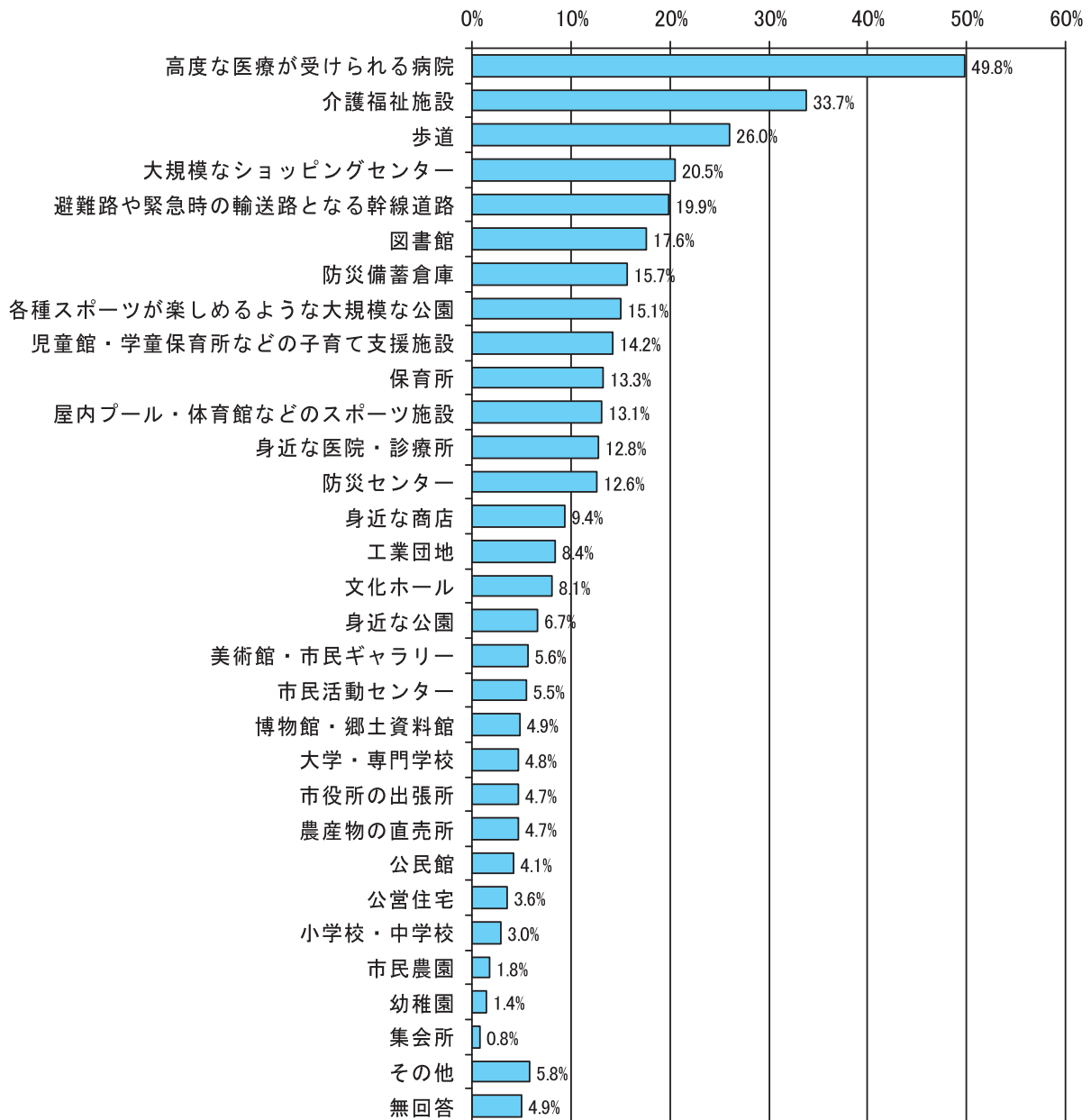


●整備が望まれる公共施設

①市全体として充実・整備すべき施設

「高度な医療が受けられる病院」が49.8%で第1位

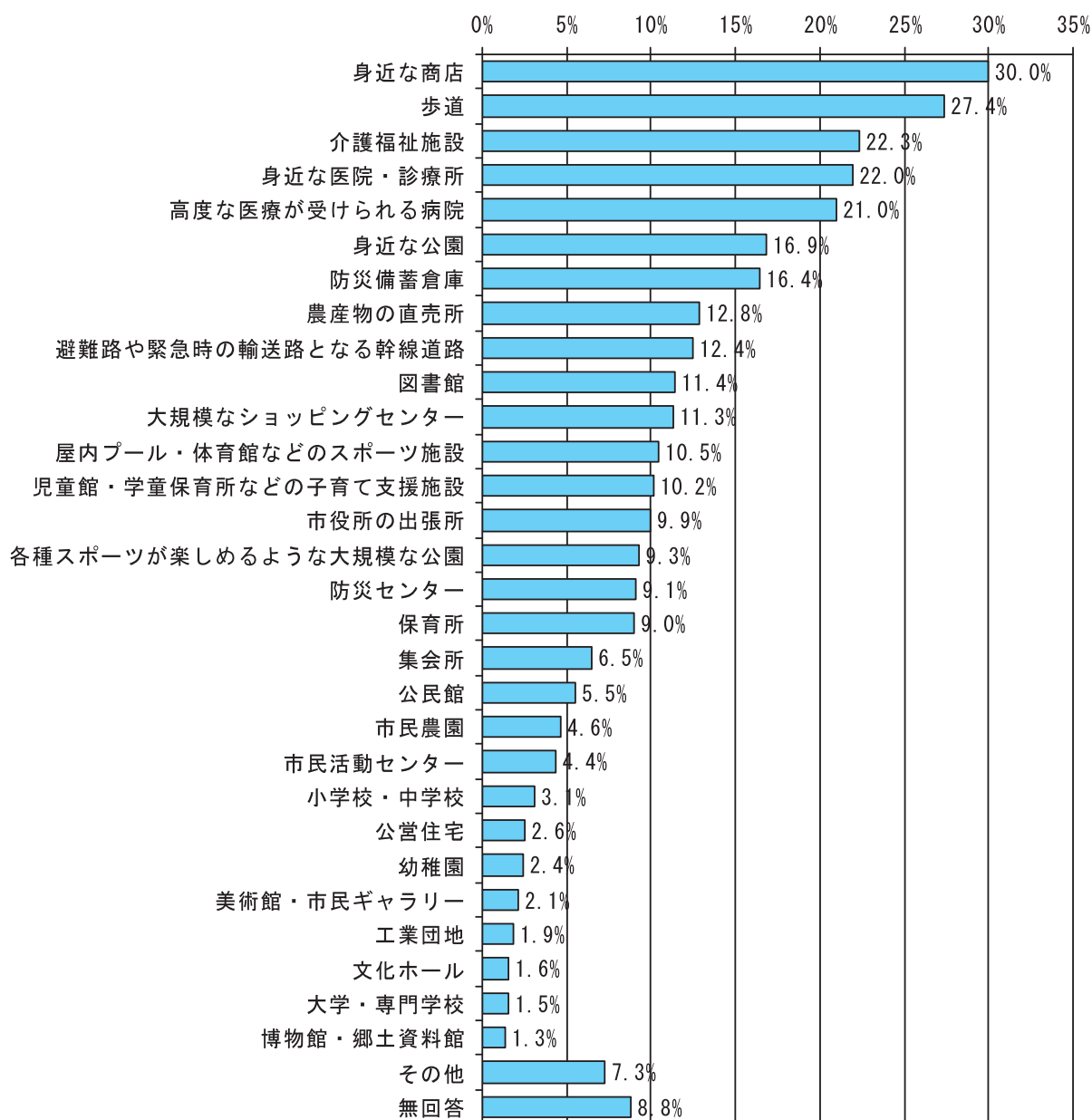
市全体として充実・整備すべき施設についてみると、「高度な医療が受けられる病院」49.8%が最も高く、次いで「介護福祉施設」33.7%、「歩道」26.0%、「大規模なショッピングセンター」20.5%などとなっています。



②あなたが住まいの地域で充実・整備すべき施設

「身近な商店」が30.0%で第1位

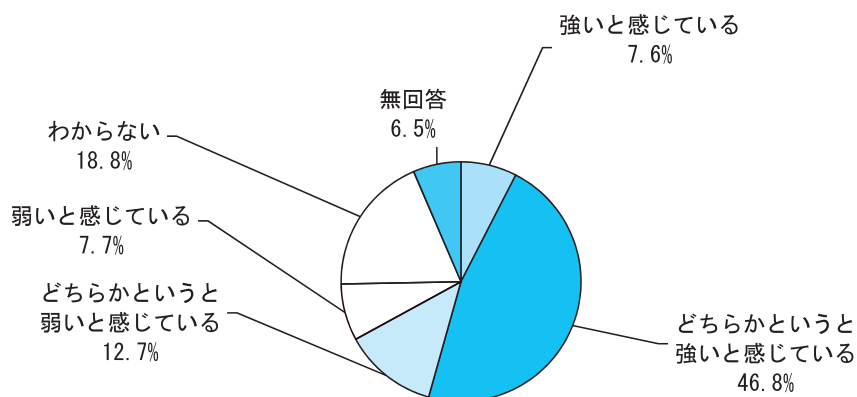
居住地域で充実・整備すべき施設についてみると、「身近な商店」が30.0%で最も高く、次いで「歩道」27.4%、「介護福祉施設」22.3%、「身近な医院・診療所」22.0%、「高度な医療が受けられる病院」21.0%などとなっています。



●災害への強さに関する意識

半数以上が災害に対して“強い”と感じている

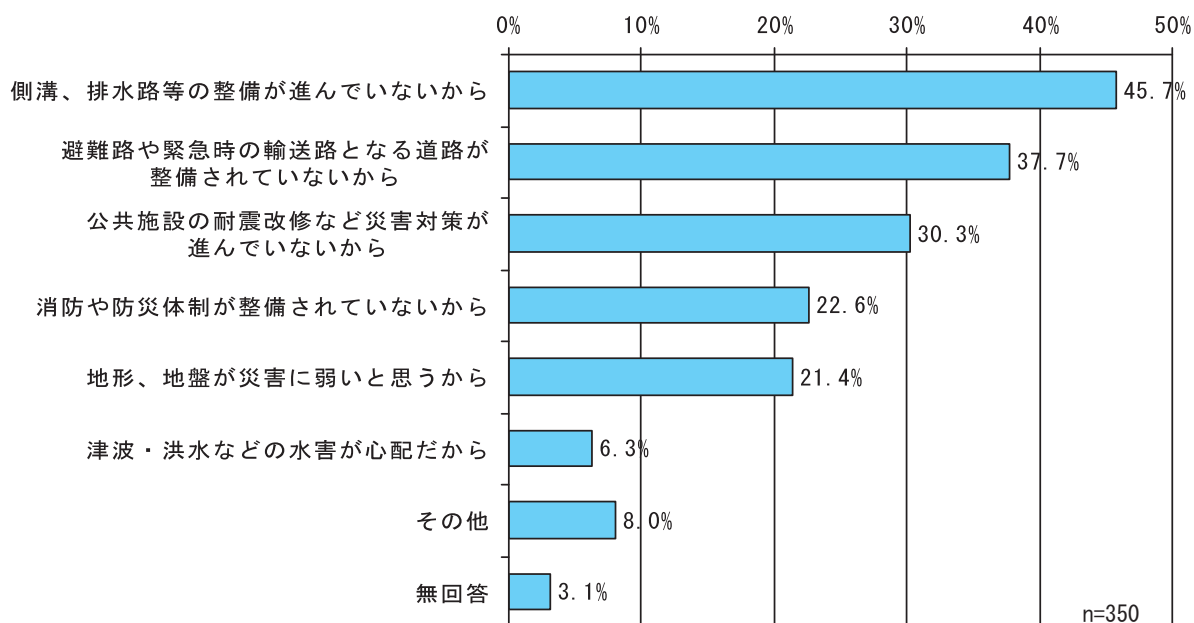
災害への強さに関する意識についてみると、「強いと感じている」7.6%、「どちらかという強いと感じている」46.8%で、両者を合わせた54.4%が“強い”と感じています。一方、「どちらかという弱いと感じている」は12.7%、「弱いと感じている」は7.7%となっており、両者を合わせた“弱い”と感じている回答者は20.4%となっています。



■「弱いと感じている」、「どちらかという弱いと感じている」理由

「側溝、排水路等の整備が進んでいないから」が第1位

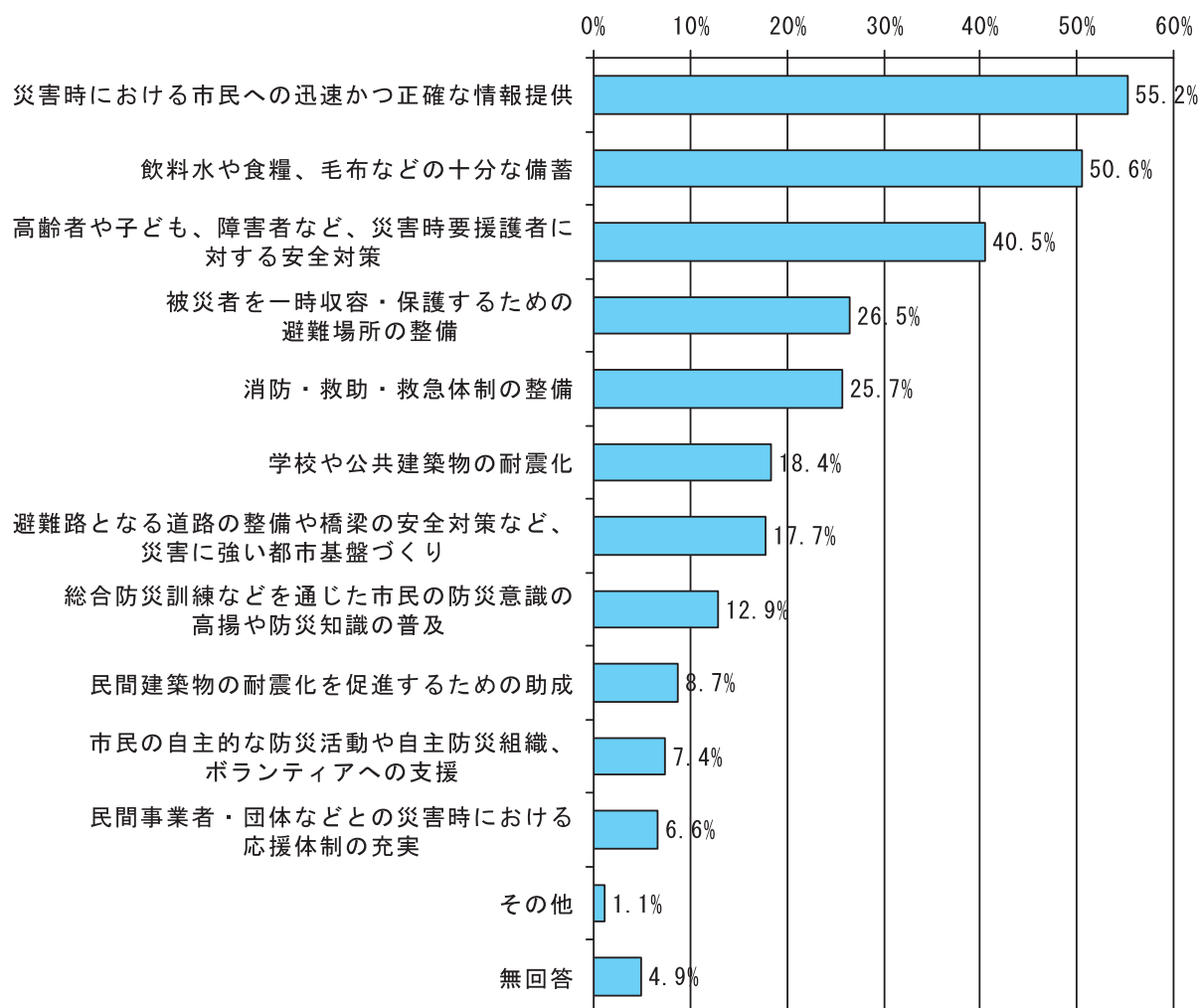
災害に“弱い”と感じている理由は、「側溝、排水路等の整備が進んでいないから」の45.7%が最も高く、次いで「避難路や緊急時の輸送路となる道路が整備されていないから」37.7%、「公共施設の耐震改修など災害対策が進んでいないから」30.3%などとなっています。



●防災対策として、市に特に力を入れてほしい取り組み

「災害時における市民への迅速かつ正確な情報提供」が第1位

特に力を入れてほしい取り組みは、「災害時における市民への迅速かつ正確な情報提供」の55.2%が最も高く、次いで「飲料水や食糧、毛布などの十分な備蓄」50.6%、「高齢者や子ども、障害者など、災害時要援護者に対する安全対策」40.5%などとなっています。



市のシンボル

1 市章



「四」、「街」、「道」の三文字を円形に組み合わせたものであり、円形としたのは、市民の和を象徴したためです。昭和30年3月10日に四街道町章として制定。その後、昭和56年4月1日の市制施行に伴い、市章といたしました。

2 市の木 サクラ

昭和46年4月5日に指定されました。

ソメイヨシノや八重桜など公園や学校などを中心に数多く植えられ、里山には山桜も多く自生しています。

花見風景は四街道の春の風物詩ともなっていて、市民に大変親しまれています。



サクラ (バラ科)

3 市の花 サクラソウ

市制施行20周年を記念し、市民のふるさと意識の高揚及び市のイメージアップを図るため、平成13年6月23日に指定されました。

春に美しい花を咲かせ、市民に親しまれやすく、花ことばの「希望」は将来をみつめる四街道市にふさわしいということで、市民アンケートで一番支持の多かった花です。



サクラソウ (サクラソウ科)

サクラソウシンボルマーク

市の花「サクラソウ」をデザイン化して、四街道のイメージを広くアピールすることを目的に作成したものです。

多くの市民からの応募の中から長谷部義弘さんの作品を基に制定しました。

四街道市にちなんだ4つの花と四街道の「Y」をモチーフにした葉がシンプルにデザインされています。



市 民 憲 章

私たちは、みどりと太陽に恵まれた四街道市民です。

おたがいに力をあわせてこの憲章を守り、住みよい豊かなのびゆくまちをつくりましょう。

- 1 私たちは道徳を守り、文化的なまちをつくりましょう。
- 1 私たちはスポーツを愛し、すこやかなまちをつくりましょう。
- 1 私たちはみどりを愛し、樹木や花の多い、きれいなまちをつくりましょう。
- 1 私たちは老人と子供をいたわり、心豊かなまちをつくりましょう。
- 1 私たちは創意と工夫をもって、あかるいまちをつくりましょう。

昭和47年2月5日制定